

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年5月2日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

家を留守にする時、〇〇係に説明書を出した。平成28年4月18日まで電話がつながっていたが、平成27年7月15日に担当職員から電話連絡があって以来、電話連絡は全くなかった。

生活保護停止は、保護受給者に緊急事項である。生活保護者を打ち切る目的の停止実行で一人の人間の病の治療が1年6か月以上中断され、病状は最悪に悪化して動けない日々が多くなっている。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 1 1 月 1 7 日	諮問
平成 29 年 1 月 1 7 日	審議（第 5 回第 1 部会）
平成 29 年 2 月 1 5 日	審議（第 6 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 19 条 1 項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有すると認められない場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを法 26 条に基づいて停止又は廃止すべきものと解される（平成 16 年 3 月 18 日大阪地方裁判所判決（判例地方自治 264 号 91 頁））。

- (2) 法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。なお、同通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。）第 10（保護の決定）

問19・答によれば、「被保護者が一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。」とされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問10-24（答）によると、上記「一時的かつ短期」については、「一律1か月以内と期間を定めることは妥当ではなく、概ね1～2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとされたい。」とされている。

(4) 「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行）問8-44・2（答）によれば、「福祉事務所に対して届け出をしなかったという瑕疵が当該被保護者にあり、事実長期間不在にしていたとしても、生活の本拠が失われているとは言えず、それだけを理由に廃止処分はできない。保護費が口座払いであった場合には、事務所払いに変更して連絡を待ち、おおむね2か月間連絡がない場合は、前月1日に遡って保護の停止処理を行なう。停止後6か月を経過しても連絡がない場合は保護廃止とする。」とされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人の居住実態を確認するため、平成27年10月9日から平成28年2月9日までの間、5回にわたり担当職員による家庭訪問を行ったが、いずれも請求人の応答はなく、さらに、処分庁は、同年2月2日付け及び同月22日付けで、訪問調査を受け入れ、収入申告書等を提出する旨求める法27条1項の規定による指示（本件指示1及び同2）を行ったが、いずれも請求人からの連絡はなく、平成27年10月9日から平成28年2月29日までの間、処分庁は、請求人と連絡が取れず、請求人の居住実態が把握できない状況にあったことが認められる。

そして、処分庁は、同年3月1日付けの東京入局管理局長からの回答により、請求人が同年2月24日に出国していたことを知り、

上記出国後の同月29日から平成28年4月28日までの間、4回にわたり担当職員による家庭訪問を行ったが、いずれも請求人は不在であり、他方、処分庁は、保護費の支払方法を口座払いから窓口（事務所）払いに変更し、請求人からの連絡を待っていたものの、連絡はなく、請求人は同年3月分及び4月分に係る保護費を受領しなかったことが認められる。

以上のことからすると、請求人は、処分庁に届出をせずに、平成28年2月24日に出国したまま、本件処分に至るまでの間、2か月以上にわたり、所在が不明な状況にあったといわざるを得ない。

したがって、処分庁が、平成28年2月24日以降、請求人は〇〇区福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有すると認められず、請求人に対する保護を継続することはできないとして、同年4月1日を停止日として請求人に対する保護を停止した同年5月2日付けの本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、家を留守にする時、〇〇係に説明書を出した、平成28年4月18日まで電話がつながっていたが、平成27年7月15日に担当職員から電話連絡があつて以来、電話連絡は全くなかった旨主張する。

確かに、本件審査請求書には、「暫く家を留守」にする旨記載した平成28年2月24日付けの文書の写しが添付されている。

しかし、本件審査請求書には、上記文書の送付の事実を証するような具体的な資料等は添付されておらず、上記2のとおり、請求人が処分庁及び担当職員による連絡に応じなかった事実と照らすと、請求人の主張をにわかに採用することはできない。

また、仮に、請求人が上記文書を〇〇係に送付していたとしても、上記文書には、渡航先及び日程に係る記載はなく、処分庁が平成28年2月24日以降の請求人の所在を把握できなかったことに変わりはない。

そして、本件処分が、法令等の規定に則ってなされた適法なものであることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかない。

#### 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一